

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会

第1回 総務企画専門委員会



【書面報告】



日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会

第1回総務企画専門委員会 次第

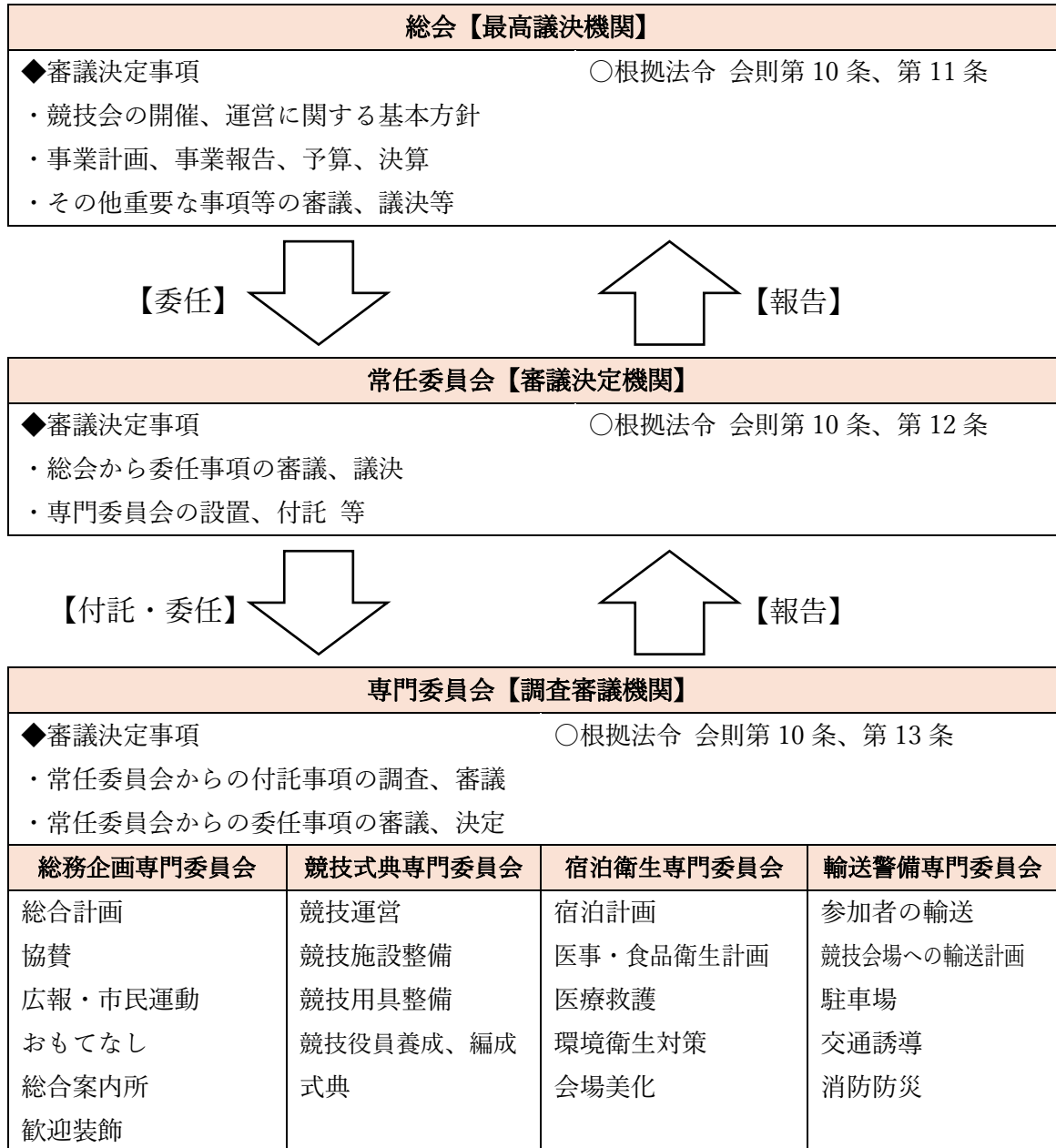
- 1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について・・・・・・・・・・ P2
- 2 総務企画専門委員会委員について（委員長、副委員長について）・・・・・・・・ P7
- 3 大会概要について
 - （1）第81回国民スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
 - （2）第81回国民スポーツ大会西都市開催競技及び会場・・・・・・・・・・・・ P10
- 4 調査検討事項について
 - （1）日本のひなた宮崎国スポ西都市啓発事業について・・・・・・・・・・・・ P11
 - （2）日本のひなた宮崎国スポ西都市おもてなしについて・・・・・・・・・・・・ P12
- 5 参考資料について
 - （1）日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・ P14
 - （2）日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・ P19
 - （2）日本のひなた宮崎国スポ西都市広報基本計画・・・・・・・・・・・・ P21
 - （3）日本のひなた宮崎国スポ西都市市民運動基本計画・・・・・・・・・・・・ P23
 - （4）日本のひなた宮崎国スポ西都市歓迎・接伴基本計画・・・・・・・・・・・・ P25
 - （5）日本のひなた宮崎国スポ西都市企業協賛取扱要項・・・・・・・・・・・・ P26
- 6 今後のスケジュール
 - 令和8年5月下旬 第3回日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会総会
 - 令和8年6月以降 各専門委員会

※各専門委員会における要項等の審議・決定

1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について

※専門委員会の位置付けと各専門委員会の役割について

1. 専門委員会の位置づけ



2. 各専門委員会の役割

常任委員会から付託・委任された事項を調査、審議、決定し、その結果を常任委員会に報告することを主務としています。

- (1) 各種基本計画に基づき、様々な事業(取組)を展開していく。
- (2) 委員の皆さんのアイデアや専門的な立場から意見を出していただく。
- (3) 事務局とともに、アイデアや意見を形にしていく。

3. 各専門委員会の調査・審議事項

(1) 総務企画専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
総務企画に関すること	※総務企画専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※保険(傷害、賠償責任保険)に関すること ※行幸啓・お成り、招待客に関すること ※服飾、支給物品、記念品に関すること ※遺失物、拾得物に関すること
財務に関すること	※予算、財務、契約等の事務に関すること ※募金に関すること ※企業協賛に関すること
広報に関すること	※広報基本計画・アクションプランの作成に関すること ※広報印刷物、国民スポーツ大会・リハーサル大会の報告書の作成に関すること ※広報誌掲載、各報道媒体(web等)の活用による情報発信に関すること ※PR看板等の設置・管理に関すること ※PRグッズの作製・管理に関すること ※各広報イベントの企画・開催に関すること(炬火式、開催記念イベント等) ※大会旗、スローガン、イメージソング、ダンス等の普及に関すること
市民運動に関すること	※市民運動基本計画の作成に関すること ※花いっぱい運動に関すること ※環境美化活動に関すること ※ボランティアに関すること ※学校観戦(応援)に関すること
観光及びおもてなしに関すること	※歓迎・接伴基本計画の作成に関すること ※歓迎装飾に関すること ※総合案内所・売店・休憩所に関すること ※観光ガイドブック等の作成に関すること ※おもてなしサポーター活動に関すること

(2) 競技式典専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
競技運営等に関すること	※競技式典専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※競技会の準備・運営に関すること ※競技会運営経費に関すること ※競技役員等の編成に関すること ※競技用具整備に関すること ※練習会場に関すること
式典に関すること	※式典基本計画に関すること ※競技別開始式に関すること ※競技別表彰式に関すること
競技会場に関すること	※施設整備基本計画に関すること ※競技会場の施設整備に関すること ※競技会場の設営に関すること

(3) 宿泊衛生専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
宿泊に関すること	※宿泊基本計画の作成に関すること ※県、合同配宿本部、競技団体等との連絡調整に関すること ※配宿計画に関すること ※宿泊施設への協力依頼に関すること
医事及び衛生に関すること	※医療・衛生基本計画に関すること ※救護室の管理運営に関すること ※傷病者の救急救護に関すること ※医師又は看護師の補助に関すること ※医療機関及び救急機関との連絡調整に関すること ※防疫に関すること
環境衛生及び食品衛生に関すること	※飲用水衛生対策に関すること ※宿泊衛生対策に関すること ※会場におけるゴミ処理・し尿処理計画に関すること ※食品衛生対策に関すること ※弁当業務に関すること

(4) 輸送警備専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
輸送及び交通に関する こと	※輸送・交通基本計画の作成に関する こと ※道路占用許可に関する こと ※周辺道路等現況把握に関する こと ※計画輸送に関する こと ※交通規制及び誘導看板類設置に関する こと ※バス、タクシー乗降所に関する こと ※渋滞対策に関する こと
消防防災及び警備に 関すること	※消防防災・警備基本計画の作成に関する こと ※警察業務に関する こと ※消防防災に関する こと
駐車場の管理及び運 営に関する こと	※駐車場管理運営に関する こと ※駐車場許可証に関する こと

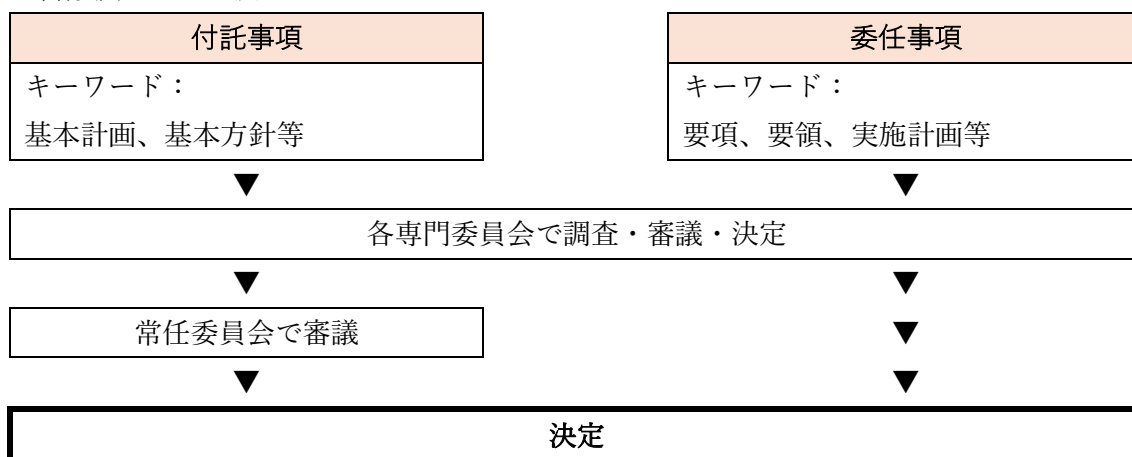
※専門委員会における審議事項の種別について

専門委員会規程には、常任委員会からの「付託事項」および「委任事項」について、それぞれ規定があります。

※専門委員会規程 別表(第2条関係)

	付託事項	委任事項
定義	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>先立って審査</u> するもの	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>代わりに審議</u> するもの
規定	組織及び運営に関する各専門的な事項	付託事項のうち事業の実施に関するもの
キーワード	基本計画、基本方針等	要項、要領、実施計画等
常任委員会での議決	要	不要

◎審議決定までの流れ



◎常任委員会での今後の取り扱い

【委任事項】 専門委員会で決定したものを報告事項として提出

【付託事項】 審議事項として提出、常任委員会にて決定

2 総務企画専門委員会委員について

委員長、副委員長につきましては、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程第4条の規定に基づき、委員の中から会長が委嘱することとなっております。

今回、下記のとおり委嘱させていただきましたのでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

No.	所属団体名	選出役職	委員氏名	委員会役職
1	西都商工会議所	総務課長	川上 大介	
2	宮崎県農業協同組合 西都地区本部	企画管理部部長	濱 砂 伊津夫	委員長
3	西都市スポーツ協会	副会長	合 田 浩 敏	
4	宮崎県立妻高等学校	生徒指導主事 教諭	水 元 健 悟	
5	西都市小中学校校長会	会長	金 丸 昭	
6	一般社団法人西都市観光協会	専務理事・事務局長	鎌 田 一 成	
7	西都市市政連絡区長会	副会長	鬼 塚 薫	
8	西都市自治公民館連絡協議会	会長	原 田 美 弘	
9	西都市総務課	課長補佐	中 武 篤 郎	
10	西都市財政課	課長補佐	中 武 雅 博	副委員長
11	西都市商工観光課	課長補佐	宮野原 宗 裕	
12	西都市PTA協議会	会長	齊 藤 幸 紀	
13	三財商工会	事務局Co	浜 砂 好 文	
14	西都青年会議所	理事長	阿 萬 湧 貴	
15	児湯広域森林組合	代表理事組合長	長 友 幹 雄	
16	社会福祉法人西都市社会福祉協議会	事務局長	橋 口 智 俊	
17	西都市高齢者クラブ連合会	会長	黒 川 隆 蔵	
18	西都市地域婦人連絡協議会	代議員	井 上 ヒロ子	
19	西都市市民課	課長補佐	沼 口 修	
20	西都市教育政策課	課長補佐	押 川 真 範	
21	西都市福祉課	課長補佐	串 間 宣 仁	
22	西都市議会事務局	次長	富 山 定 治	
23	西都市監査事務局	次長	山 本 乃 史	
24	西都市スポーツ振興課	係長	濱 砂 宏 基	

第 81 回国民スポーツ大会の概要

1 概 要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

なお、2024年(令和6年)の佐賀県大会から「国民体育大会」より「国民スポーツ大会」へ改められました。

宮崎県では1979年(昭和54年)に開催された「日本のふるさと宮崎国体」から、48年を経た2027年(令和9年)に「日本のひなた宮崎国スポ」として開催されます。

2 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

3 国民スポーツ大会の開催時期等

○開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

○開催期間：11日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○大会名称 『国民スポーツ大会』、略称は『国スポ』(こくすぽ)となります。

国民体育大会

国民スポーツ大会



○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

5 国民スポーツ大会実施競技

(1) 正式競技(37競技) ① 毎年実施競技(36競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング(ボート)	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち、宮崎大会ではボクシング競技を実施

(2) 特別競技(1競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

西都市開催競技及び会場

□ 国民スポーツ大会

競技(種目)・内容		種 別	会 場・開催日
正式競技 ※ 1	サッカー ※ 16 チーム	少年女子	清水台総合公園 多目的広場 (A面. B面. C面)
			令和 9 年 9 月 27 日(月) ～30 日(木)
	軟式野球 ※ 32 チーム	成年男子	西都原運動公園 野 球 場
			令和 9 年 10 月 2 日(土) ～3 日(日)
デモスポ ※ 2	少年女子サッカー ※中・高校生チーム	少年女子	清水台総合公園 多目的広場
			令和 9 年 5 月 9 日(日)

※ 1 サッカー競技：本市では少年女子が実施されます。

新富町で少年男子、綾町で成年男子が開催されます。

軟式野球競技：延岡市・日向市・門川町・川南町・高鍋町と 6 市町で共同開催です。

本市では 1 回戦・2 回戦が実施されます。

※ 2 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

デモスポは、県内在住の方が気軽に国スポに参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方が生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとなること・世代間や地域間の交流の輪を広げることを目的として実施される競技になります。

県民であれば、年齢や経験を問わずに、誰でも参加できる競技（ラジオ体操・ウォーキング・パークゴルフ等）がたくさんあります。

□ 全国障害者スポーツ大会 西都市で競技は開催されません。

日本のひなた宮崎国スポ 西都市啓発について

宮崎交通ラッピングバスについて

「日本のひなた宮崎国スポ」西都市開催に伴い、西都市・宮崎間を運航する宮崎交通路線バス 1 台に、西都市開催競技の啓発のため、国スポバージョンのミヤザキ犬、ニニギ君、コノハナちゃん等を使った、ラッピングバスの運行について検討していきます。

- ・ラッピングサイズ ハーフ
- ・掲載期間 令和 8 年 1 0 月～令和 9 年 9 月末（1 年間）
- ・掲出区間 西都市～宮崎市 間

ラッピングの種類



参考：延岡市の国スポラッピングバス（ハーフ） 2 台



クリアファイル作成について

書類等を整理するクリアファイルを作成するにあたり、西都市内の中高生に西都市国スポデザインを依頼（公募）により作成するにあたり、デザインの募集・選定方法等につきましては、今後、検討していきます。

日本のひなた宮崎国スポ 西都市おもてなしについて

「日本のひなた宮崎国スポ」西都市開催競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また西都に来たい」と思っただけのおもてなしの提供を行います。

手づくり応援のぼり旗について

西都市内の小、中学校の児童生徒の皆さんに、47都道府県の各県の応援のぼり旗を作成していただくにあたり、校長会と事前協議を行いました。全校生徒が授業時間を使い作成するのにはカリキュラムの関係で無理があるとの回答を得ました。

代案として、47都道府県ののぼり旗原稿を各1枚作成し、それを基に複数枚応援のぼり旗を作成することで同意を得ました。生徒数で担当都道府県を割り振り、夏休み終了までに応援原稿を作成し、10月末のリハーサル大会に間に合うようなぼり旗を完成させ、会場周辺に掲出して大会を盛り上げる予定です。

花リレー（プランター植栽）について

花リレーとは、県内の農業高校生らが育てた花苗を、各小中学校等でプランターに植栽し、選手等へのメッセージシールを貼り、会場等に配置して大会を盛り上げるものです。

育成された花苗を、小中学生が9月初旬にプランターに植付します。本大会時は9月下旬に会場を飾花しますが、リハ大会は本年10月下旬に開催されますので、9月中旬に小中学校から植栽されたプランターを回収を行い、大会期間終了までの1ヶ月半間、障がい者就労移行支援事業所の清水台通所センターに水やり等の育成管理、大会会場となる清水台総合公園多目的広場及び西都原運動公園野球場周辺へのプランターの設置等の管理を委託したいと考えています。

また、本大会時は女子サッカーが開催されるため、花リレーでは提供さ

れないナデシコの花苗の育成と飾花についても検討していきます。

接伴（無料ふるまい）について

大会期間中、来場者に対して、飲料や菓子のふるまいを考えています。

飲料のペットボトルについては、どの様な飲料にするか検討していきます。菓子については、障がい者就労移行支援事業所の清水台通所センターへ作成依頼を検討していきます。

学校観戦等について

校長会と事前協議を行っており、西都市内の小学4年生から、中学3年生の児童・生徒について、平日開催競技の少年女子サッカーの学校観戦による応援を実施したいと考えています。しかし、第2試合の開始時間は初日が12時、2日目以降が12時30分となり、給食の時間帯と重複しますので、第1試合及び第3試合の観戦となります。

なお、土日に開催されます、軟式野球競技につきましては、少年団等に観戦依頼を検討・協議していきます。

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 8 1 回国民スポーツ大会において、西都市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西都市を代表する者
- (2) 西都市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名

- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 1名
- (6) 参与 30名以内

第6条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。なお、選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じ常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第81回国民スポーツ大会西都市準備委員会の委員、役員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則（令和 6 年 10 月 4 日施行）第 1 3 条第 4 項の規程に基づき、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類並びに日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光及びおもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営等に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 駐車場の管理及び運営に関すること 4 その他輸送警備に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること

日本のひなた宮崎国スポ西都市広報基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるとともに、西都市の個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信するため、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するものとする。

2 内容

（１）愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により周知を図る。

ア 愛称・スローガン等の活用及び普及

イ マスコットキャラクターの活用及び普及

ウ イメージソングの活用及び普及

（２）印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

ア ポスター、パンフレット等の作成

イ P R 広報紙の作成

ウ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

エ 広報グッズの作成

（３）多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページや S N S などインターネットによる情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

（４）イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

- イ 市、関係機関、関係団体が開催するイベント等との連携
- ウ 市のプロモーション活動との連携
- (5) 工作物等による広報
 - 各種工作物等を設置し、宮崎国スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。
 - ア 広告塔等の設置
 - イ 横断幕、懸垂幕、のぼり旗等の設置
 - ウ 案内板等の設置
- (6) 大会報告書等による広報
 - 準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成する。
 - ア 大会報告書の作成
 - イ 大会記録映像、写真集等の制作

・愛称、スローガン



・マスコットキャラクター



・ご当地バージョン



・イメージソング

《ひなたのチカラ》

ひなたサイン

- ・ JILLE
- ・ 濱田詩朗
- ・ 真北聖子



日本のひなた宮崎国スポ 西都市市民運動基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）の成功に向け、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、市民、企業、団体、行政などの多様な主体が宮崎国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、宮崎国スポでの経験をその後の市民運動によるまちづくりの推進につなげる。

2 内容

（１）市民、企業、団体、行政などの多様な主体の力で盛り上げる大会

市民、企業、団体、行政などの多様な主体がそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や選手の応援
- ウ 宮崎国スポ炬火イベント等への参加

（２）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るい笑顔で元気なあいさつと親切な対応
- イ 街並みを花で彩る花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製による歓迎・応援
- エ 本市の誇る文化・芸術・郷土料理の振る舞い等によるおもてなし

（３）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高める、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに結びつく大会とする。

- ア 県内各地で実施されるデモンストラレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加
- (4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会
 - 市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。
 - ア 本市の自然環境、歴史・文化、食などの魅力を再認識・情報発信
 - イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- (5) 環境に配慮したクリーンで快適な大会
 - 環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。
 - ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施
 - イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
 - ウ 公共交通機関の利用を促進

3 推進方法

- (1) 各種広報活動等により市民、企業、団体、行政などの多様な主体の関心及び参加意識を高め、市民一人ひとりの自発的実践活動としての運動を進める。
- (2) 既存の市民活動などと連携し、地域の特性や組織の実情に即した方法により進める。
- (3) 市民参加の機会が広がるよう、自治会、各種市民団体及び関係機関と連携して進める。

日本のひなた宮崎国スポ 西都市歓迎・接伴基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（１）歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、宮崎国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、交通拠点等に歓迎装飾を行う。

（２）案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場等への案内所を設置する。

（３）休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（４）売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

（５）おもてなしの提供

関係機関、関係団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ 西都市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、協賛とは、企業、団体等からの協賛をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- （１）協賛は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- （２）協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- （３）協賛の申込みは、協賛申込書（様式第 1 号）により行う。
- （４）協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第 2 号）を交付する。
- （５）協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- （１）大会の趣旨に反するもの
- （２）法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- （３）青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- （４）政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの

- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ対応する。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (2) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で利用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。
- (3) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は別途協議の

うえ対応する。

(4) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱について必要な事項は別に定める。

(例) ○○○は、
{
日本のひなた宮崎国スポ
第81回国民スポーツ大会
}
西都市開催

{
を応援しています。
の協賛企業です。
の△△競技を応援しています。
の△△競技の協賛企業です。
}

※西都市を除いたり、西都市開催以外の競技の掲載は使用出来ません。

※西都市開催の競技は、サッカー競技と軟式野球競技になります。

別表第 1

企業協賛者	総額 (相当額)	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・ 団体等	5 0 万円以上	感謝状・記念品	贈呈式	会長
	5 0 万円未満 1 0 万円以上			事務局長
	1 0 万円未満	礼状・記念品	郵送	—

別表第 2

企業 協賛者	総額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等 を使用した フレーズ
企業・ 団体等	10 万円以上	協賛者バナー 貼付、写真及 び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

様式第 1 号

企業協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会長 様

(申込者)

所在地

名称

代表者名

西都市で開催される日本のひなた宮崎国スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり企業協賛します。

記

企業協賛 物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額（相当額）	
協賛方法	☐ 提 供 ☐ 貸 与	
引渡予定 年月日		
その他		

(担当者)

所属

氏名

電話番号

E メール

様式第 2 号

企業協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会長

西都市で開催される日本のひなた宮崎国スポ及び競技別リハーサル大会にか
かる企業協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

企業協賛 物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提 供 ☐ 貸 与	
受領年月日		
その他		